

《 保 存 版 》

非 常 変 災 時 の 措 置 に つ い て

大雨・台風等の非常変災時の措置につきまして、下記によりお知らせいたします。かかる状況が生じた場合は、これにもとづいて対応していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この「非常変災時の措置については」各家庭で保管しておいてください。

記

1) 児童の登校前に、豊中市に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害・浸水害）」「洪水警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令中の場合→ただし、「大雨警報（土砂災害）」だけが発令されても、自宅待機や臨時休業にはならず、通常授業となります。

①午前7時以降、午前10時までの間において、豊中市に前述の警報のいずれかが発令中の場合は、自宅待機をさせ、解除され次第安全に留意し登校させてください。

②午前10時以降においても、豊中市に前述の警報のいずれかが発令中である場合は、臨時休業とします。 ※午前10時で解除になった場合は登校させてください。（不確かな場合は配信メール等を使用します。）

2) 児童の登校後に、前述の警報のいずれかが発令された場合

学校教育活動を停止せざるを得ないと判断した場合、児童の安全確保に努め、即刻下校させるか学校に待機させるなどの適切な措置を講じます。保護者又はこれに代わる方が不在の場合でも、下校後の児童の対応については、ご近所や知り合いのご家庭にお願いするなどの方策を前もってお考えください。

3) 地震発生の場合

①児童の登校前に、豊中市に震度5度以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。

なお、震度5未満であっても一定の被害が発生した場合は、「登校」か「自宅待機」の判断は保護者でお願いします。

②登校後に地震が発生した場合は、児童を安全な場所に避難させ、保護・監督にあたりるとともに、通路の安全や校内の被害状況等を点検し、下校させるか学校に待機させるなどの措置を講じます。

4) その他

①非常変災時の対応にあたっては、児童の生命の安全確保を最優先します。

②非常変災時の対処の仕方等について、ご家庭でも日頃から児童を交えて話し合いをしていただければ幸いです。

③児童の安全確保上の観点から保護者の判断で「登校」を見合わせた場合は、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとします。

④午前10時までの間に警報が解除になった場合は、給食の実施ができるようになりましたので、通常通りの授業になります。

⑤臨時休業になった場合、放課後子どもクラブ（たけのこ学級）は休止します。

* 登校後の警報発令については、放課後子どもクラブの規定をご確認ください。

⑥非常変災時の緊急連絡については、東豊台小学校連絡網（配信メール等）を使用します。